

フルマラソン大会基本計画策定業務公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年6月10日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
フルマラソン大会基本計画策定業務
- (2) 業務内容
別紙「フルマラソン大会基本計画策定業務に係る基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 事業費
本業務に係る費用は、4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）
広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
TEL 082-504-2503 FAX 082-504-2066
E-mail sports@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、「フルマラソン大会基本計画策定業務公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

本プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての応募も認めるが、単体企業として応募する者が共同企業体の構成員となることは認めない。

- (1) 単体企業の応募資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していないこと。
 - イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ウ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - オ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がないこと。
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

キ 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

ク 平成23年度から令和7年度までの間において、公道を利用したフルマラソン大会の企画・運営を元請として受託し、完了した実績を有すること。

(2) 共同企業体の応募資格

ア 構成員の全てが前記(1)アからキの条件を全て満たすこと。

イ 代表者は前記(1)クの条件を満たしていること。

ウ 代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ページ左の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ左の「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和8年7月13日（月）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(5)の契約担当課

5 応募資格確認申請書等の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年6月24日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式第1-1号又は第1-2号）を始め必要な書類を持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期間内に必着とする。）で提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等の受理・確認後、確認結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和8年7月3日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式第6号）に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が契約担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(4) 質問に対する回答

電子メールにより質問者に回答するとともに、質問者名を伏せた上で、前記1(5)の契約担当課において、令和8年7月13日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和8年7月13日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期間内に必着とする。）で提出すること。

8 審査

(1) 審査基準・方法

別紙プロポーザル説明書のとおり。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提出者全員に書面にてその結果を通知する。

9 その他

(1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示において応募資格として定めた要件を満たさない者がした応募

イ 応募資格確認申請書、企画提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者がした応募

(4) その他詳細はプロポーザル説明書による。